交通事故で通話が困難 交手

言語障害として賠償を

ろう者の言語、手話を認めてください

大矢さん（中川区）裁判で提訴

交通事故による後遺障害等級認定の問題（手話を認め加算すること）裁判について、3月19日午前10時から名古屋地方裁判所で第1回口頭弁論が開かれた。

原告の大矢貴美江さん（聴覚障害者・中川区）は、平成16年7月29日午後8時20分頃、買い物に出かける途中、自宅近くの横断歩道を歩いて渡っていた際に、被告男性（40歳代）が運転する車にはねられて右肋骨6本や鎖骨が折れて19日間入院し、左手と右肩が動きにくくなる後遺症を負った。特に左手首にチタン製のプレートを埋めてあるため手のひらを返す動きがまったくできないため、手話が困難になったことを言語障害として自賠責保険の障害等級をより重い「言語障害」と評価した上で1750万円の賠償を求めた。被告側は「手話が困難になった事を言語障害と同一視できる基準がない」として請求棄却を求めた。

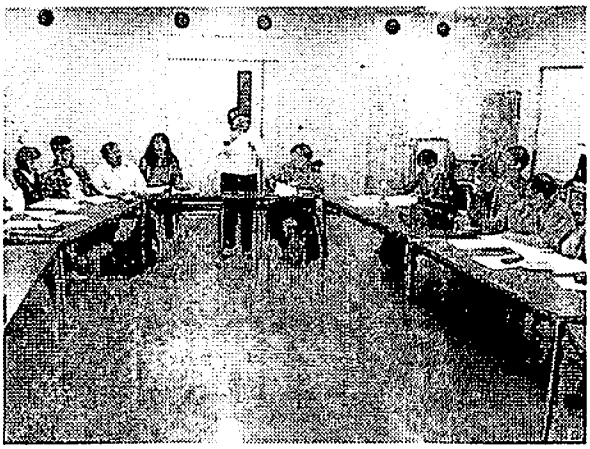

後遺障害等級認定の問題の裁判で支援を求める大矢貴美江さん（中央）＝3月23日愛聴協理事会で＝

日常生活で困る毎日

第1回目の口頭弁論が終わって大矢さんは「障害者が事故に遭って後遺症があるのに健常者の目線でしか物事を見てくれなくて大変困っています。私は、左手首が痛むのと左腕の動きが悪くなったので以前よりも手話が話しにくくて日常生活で困る毎日が続いています」さらに「ろうあ者同士の会話でもうまく話せなくて誤解させてしまったことも数々あります。後遺障害を判定する際に健常者だけでなく障害者の目線で判定してもらえるよう裁判所の公正な判断を求めて訴えました」と話している。

理事会で支援を訴える

▼3月23日（日）愛知県社会福祉会館で開かれた愛聴協第6回理事会に大矢さんが出席して経緯を報告し、裁判の協力を求めた。大矢さんは挨拶で「健常者が言語障害の後遺症が認められるのに、ろうあ者の言語、手話ができないことは後遺症にならないのはおかしいです。これはろうあ者全員の共通問題だと思います。今後の裁判を傍聴してください」と支援を訴えた。

▼原告側弁護士の話しによると、この裁判は交通事故で手話がやりにくくなったための損害賠償請求事件。手が動かないというだけでなく、「しゃべれない」のに自賠責が認められないということを健聴者がしゃべれないことと同様に扱うようにというもの。調べた範囲では、前例がないため裁判所も慎重になっている。民事は書類上のやりとりが中心になる。本来は小さな会議室のようなところで非公開の打ち合わせとなるが、傍聴できなくなるため法廷での審議をお願いした。裁判所はみんなが関心を持っているものに慎重に判断する。次回以降も傍聴にきてほしいとしている。

◇ ◇ ◇

次回の公判は5月7日。午前10時から名古屋地方裁判所で開かれる。

後遺障害等級認定の損害保険に手話を言語として認められ、加算できるかどうかが大きな焦点となる。

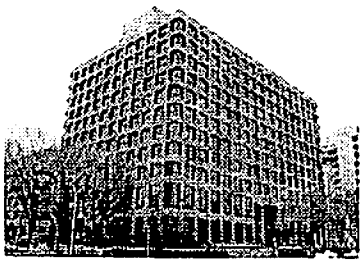

第1回口頭弁論が開かれた名古屋地方裁判所＝中区三の丸1-4-1

愛士会懇談会

職能集団としての地位向上を

3月23日（日）日本手話通訳士協会愛知県支部（林智樹愛士会会長）と本会との合同懇談会が愛知県社会福祉会館で開かれた。

懇談会は、愛士会が18年11月に設立し1年3ヶ月を経過。新年度に入るのを機会に愛士会活動の理解を深めることをねらいに開かれた。懇談会は、林会長が19年度の活動と愛士会の会員状況を報告した。その後、本会の理事から質疑応答する形で懇談が進められた。また職能集団として手話通訳士の地位向上への運動をしていると報告があった。

本会と愛士会は現在「あいちの手話」発刊事業【⑤面参照】で共同事業を行っている。

愛士会の役員のみなさん。写真右から林智樹会長、山田光和副会長、渡辺尚美さん（事務局）山本朝子さん（事務局）＝3月23日の懇談会で